

B:日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

No	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	対応省庁	対応案	対応案とする理由
B-16	総務省	E 製造業	095 0999	項目名	095糖類製造業について、糖類の範囲を明確にしていけないでしょうか。	果糖製造業は、0999他に分類されない食品製造業に分類されているため、糖類の範囲が不明なため。	第6回	経済産業省	「0999 他に分類されない食品製造業」の内容例示である「果糖製造業」を「0953 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」に移動させた上で、名称を「でんぷん糖類製造業」とする。これに合わせて、「095 糖類製造業」の名称を「095 砂糖・でんぷん糖類製造業」と変更する。	「果糖」はでん粉由来の糖類である。現行の産業分類「0953 ぶどう糖・水あめ・異性果糖製造業」は、でん粉由来の糖類を製造する事業所が分類される。したがって、果糖製造業を0953に移動する。なお、現行の産業分類の「095 糖類製造業」に分類されていない糖類として乳糖とガラクトースがあるが、乳糖は乳製品の副産物であること、ガラクトースは主に試薬などの化学製品であることから、両者はそれぞれ現行のとおり「0914 乳製品製造業」、「1639 その他の有機化学工業製品製造業」に分類する。
B-103	総務省	O 教育,学習 支援業	8181	説明文	8181 学校教育支援機関 ○例示に「大学教育質保証・評価センター」の追加を検討いただきたい。	令和元年に新たに高等教育機関の認証評価機関として認証された。当該項目に分類される機関は限定的であるため、明記いただきたい。	第8回	文部科学省	説明文及び内容例示の修正を行う。	・評価機関のうち、大学等の評価以外が主業であると考えられる事業所が存在することから、評価機関は一律8181に分類するものと誤解されることを防ぐため、説明文に追記を行う。 ・現行の内容例示には、大学、短期大学、高等専門学校を対象とする認証評価機関が列記されているが、専門職大学及び専門職大学院についても、認証評価を受けることが規定されていることから(学校教育法第109条)、個別の機関の名称を包括的な記載に改める。また、学校教育法第110条に基づく認証を受けていない自主的な高等教育機関の評価機関についても、本分類に含まれることを内容例示にて明示する。